

有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信に係る
協議手続及び「正当な理由」の解釈に関するガイドライン(案)

平成 20 年 3 月

I 本ガイドラインの目的等

有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号。以下「有テレ法」という。）第 13 条第 2 項においては、「有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者（略）の同意を得なければ、そのテレビジョン放送（略）を受信し、これらを再送信してはならない。（略）」と定められており、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者（以下「放送事業者等」という。）のテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送（以下「放送等」という。）を再送信しようとするときは、当該放送事業者等の同意を得なければならない。

また、有テレ法第 13 条第 3 項においては、有線テレビジョン放送事業者が同意につき協議を求めたが、その協議が調わないとき等は、総務大臣に裁定の申請を行うことができること、有テレ法第 13 条第 5 項においては、放送事業者等が同意をしないことにつき「正当な理由」がない限り、総務大臣は同意すべき旨裁定することが定められている。

その一方、これまで、再送信の同意に関する協議手続についての明確な定めがなかったこと、「正当な理由」の解釈に関して、裁定制度が導入された昭和 61 年当時の国会答弁において例示された 5 つの基準のほかに具体的な解釈に関する指針がなかったこと等から、有線テレビジョン放送事業者、放送事業者等（以下「当事者」という。）間の協議において混乱が生じることがあった。また、地上デジタルテレビジョン放送の開始に当たり、その混乱がより大きくなっており、このことが地上デジタル放送の円滑な移行に対する障害となることが懸念される状況となった。

こうした状況の中で、当事者間の誠実な協議を促進し、迅速かつ適切な問題解決を図るため、以下のとおり、協議手続の具体的内容に関するガイドラインを定めるとともに、裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドラインを定める。

Ⅱ 協議手続について（有テレ法第13条第3項に規定する「協議」に関する事項等）

有テレ法第13条第2項の規定に基づき、放送事業者等の放送等について、有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送事業者になろうとする者を含む。以下同じ。）がその再送信の同意を求めて行う協議における手続、協議事項その他所要の事項に関する基本的な考え方及び具体的留意事項は、以下のとおりである。

なお、有テレ法第13条第3項においては、「有線テレビジョン放送事業者（略）は、放送事業者（略）に対し、前項本文の同意（略）につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。」と定められているが、以下の事項は、この裁定申請の要件を満たしているか否かを判断する際の資料となるものである。また、有線テレビジョン放送事業者が同意の期限を越えて再送信を行っている場合等について、その事情を判断する際の資料としても用いるものである。

1 協議の原則

- (1) 当事者は、多様かつ多元的な地域情報等の流通の必要性を深く認識し、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障する」（放送法（昭和25年法律第132号）第1条第1号）という放送法の目的及び「受信者の利益を保護する」（有テレ法第1条）という有テレ法の目的を踏まえて協議を行わなければならない。
- (2) 当事者は、法令を遵守し、互いに誠意をもって協議を行わなければならない。

2 協議の手続

協議は、原則として、以下の手続に従わなければならない。また、その経緯が具体的に書面（電磁的記録を含む。以下同じ）で明らかになるよう努めるものとする。

- (1) 有線テレビジョン放送事業者が新規に再送信の同意を求める場合

① 協議時期等

ア 有線テレビジョン放送事業者は、新規に放送等の再送信の同意を求め、やむを得ない理由がある場合を除き、再送信の開始を希望する日の6ヶ月前までに、その放送等を行う放送事業者等に書面によりその申込みをする。

イ 放送事業者等は、「ア」の申込みを受けた場合は、原則として1週間以内にその申込みに関する協議を開始する。

なお、放送事業者等は、速やかに協議を行えない特別の理由がある場合は、その理由及び協議が開始できるようになる見込時期を、有線テレビジョン放送事業者に書面で明示する。

② 協議に際して説明すべき事項

ア 有線テレビジョン放送事業者は、協議に当たっては、次に掲げる事項を説明する。

(ア) 再送信の同意をを求める放送等（放送事業者等のどのチャンネルか等）

(イ) 再送信開始予定日

(ウ) 再送信を行う業務区域

(エ) 再送信の方式（同時再送信か否か、トランスモジュレーション方式かパススルー方式か、有線テレビジョン放送事業者はどのチャンネルで再送信するか等）

(オ) 再送信に係る有線テレビジョン放送施設の施設計画

(カ) 再送信をを求める放送等に係る受信点の位置及び再送信の品質の見通し

(キ) 再送信を行う必要性

(ク) (ウ)の業務区域及び(ア)の放送等の放送対象地域¹との地理的位置関係（隣接の有無及び放送対象地域の境界からの最大距離）（区域外再送信の場合に限る。）

¹ 「放送対象地域」とは、放送法第2条の2第2項第2号に規定する放送対象地域をいう。なお、電気通信役務利用放送にあっては、当該電気通信役務利用放送が行われる区域をここでいう放送対象地域とみなす（以下同じ。）。

(ク) その他再送信の同意を求めるにあたり特に説明が必要と考えられる事項

イ 放送事業者等は、再送信に同意しない旨を主張する場合には、協議に当たって、次に掲げる事項を説明する（(イ)については、区域外再送信の場合に限る。）。

(7) Ⅲ 2 (1)に係る放送番組の同一性やチャンネルイメージが害されるおそれがあると考えられる場合には、その具体的理由及び裏付け資料

(イ) Ⅲ 2 (2)に係る放送の地域性に係る意図が害されるおそれがあると考えられる場合には、その具体的理由及び裏付け資料

③ その他

ア 当事者は、資料の提供を行うに当たっては、できる限り具体的かつ第三者による検証が可能な程度に定量的・客観的なデータを用いるものとする。なお、定量的データを用いることができない場合には、専門家の意見やアンケート結果等を用いることもできる。

イ 再送信が行われる地域の放送事業者等（以下「地元放送事業者等」という。）の経営に与える影響等については、Ⅲ 2 (3)「イ」のとおり、「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元放送事業者等の同意（以下「地元同意」という。）が得られないことは再送信の同意をしないことの理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しない（以下Ⅱにおいて同じ。）。

(2) 有線テレビジョン放送事業者が既に得ている放送等の再送信の同意の更新を求める場合

① 協議時期等

ア 有線テレビジョン放送事業者は、既に得ている放送等の再送信の同意の更新を求めるに当たって、(3)「ア」の規定により放送事業者等からの再送信の同意の更新拒絶の意思表示がある場合には、当該更新拒絶の意思表示があった日から1ヶ月以内に、そうでない場合には、現に有効な同意の期限の6ヶ月前までに、その放送等を行う放送事業者

等に書面によりその更新の申込みをする。

イ 放送事業者等は、「ア」の申込みを受けた場合は、原則として1週間以内に、その申込みに関する再送信の同意の更新を行い、又は再送信の同意の更新に係る協議を開始する。

② 協議に際して説明すべき事項

有線テレビジョン放送事業者は、協議に当たっては、現に有効な再送信の同意の期限及び(1)②「ア」の事項のうち変更しようとするものを説明する。

③ 自動更新

①及び②は、有線テレビジョン放送事業者と放送事業者等とが再送信の同意に係る契約において自動更新の特約を定めることを妨げない。

(3) 放送事業者等が既に与えている放送等の再送信の同意の更新を拒絶しようとする場合

ア 放送事業者等が、現に有効な再送信の同意の更新を拒絶しようとする場合には、当該再送信の同意の期限の6ヶ月前までに、その旨を当該有線テレビジョン放送事業者に書面で通知する。ただし、再送信の同意を拒絶することとなった理由が、有線テレビジョン放送事業者による重大な法令違反又は契約違反であって当該放送事業者に関するものに基づく場合は、この限りではない。

イ 「ア」の通知においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信の同意を更新できない理由及び再送信を停止すべき期限を書面により通知する。なお、通知されるべき理由は、Ⅲの「正当な理由」に準ずるものとする。

ウ 「イ」の「停止すべき期限」は、有線テレビジョン放送事業者が既存受信者に協議が終了すると見込まれる時期に3「エ」の周知に要する期間を加えて定める。

エ 「ア」の通知に関わらず、有線テレビジョン放送事業者が再送信の同意の更新を求める場合は、当事者は、(2)による協議を行う。

3 協議手続の終了等

ア 協議は、再送信の同意をすることにつき若しくは再送信の同意をしないことにつき協議が調ったとき又は協議が調わなかったときに終了する。

イ 「ア」の「協議が調わなかったとき」とは、2の協議の手続に従って協議を行い、又は行おうとしたにもかかわらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、又は放送事業者等が誠意をもって協議に応じようとしないうときをいう。

ウ 再送信の同意をすることにつき協議が調った場合、当事者は、適宜の様式により同意の条件その他所要の事項について定めた書面を交換する。

エ 再送信の同意が更新されなかった場合、有線テレビジョン放送事業者は、現に有効な再送信の同意の期限までに当該再送信を停止する。この場合において、有線テレビジョン放送事業者は、当該再送信の同意が得られなかった放送等の既存受信者に、当該再送信の停止予定日を、十分な期間（おおむね6ヶ月以上）をおいて周知するとともに、新規契約者の勧誘に係る説明及び広告等においては、当該再送信の停止予定日を明らかにする。

オ 「エ」の規定にかかわらず、再送信の同意の更新の拒絶がなされた日と現に有効な再送信の同意の期限との間に、「エ」に規定する周知に係る期間が確保できない場合は、既存受信者保護の観点から、その周知が十分に行われるまでの間、当該再送信は継続できるものとする。

カ 「エ」の規定にかかわらず、放送事業者等が再送信の同意の更新を拒絶し、有線テレビジョン放送事業者が裁定の申請を行った場合においては、当該裁定が行われるまでの期間（同意する必要がない旨の裁定が行われた場合にあつては、当該裁定から「エ」に規定する周知に係る期間）についても、既存受信者保護の観点から、当該再送信は継続できるものとする。

4 経過措置等

(1) 有線テレビジョン放送事業者が、過去適法に同意を得た再送信について、現在当該再送信の同意が明確には得られておらず、かつ、このガイドラインの施行時に再送信を行っている場合の2の規定の適用に当たっては、既存受信者保護の観点から、次に掲げるとおりとする。

ア 有線テレビジョン放送事業者が、引き続き当該再送信を行いたい場合には、既に協議を開始している場合を除き、このガイドラインの施行後、速やかに当該放送事業者等に対し協議の申込みを行い、2(2)に準じて協議を行う。

イ 放送事業者等は、当該再送信の停止を求める場合には、このガイドラインの施行後、2(3)に準じて、速やかにその旨を当該有線テレビジョン放送事業者に通知する。

ウ 当事者が2に準じて協議を行っている間は、既存受信者保護の観点から、当該再送信は継続できるものとする。

(2) 有線テレビジョン放送事業者が、過去適法に同意を得た再送信について、再送信を行う区域を拡大する場合には放送事業者等に改めて同意を得る必要がある旨が同意の条件として明確に定められている場合において、区域拡大に関する再送信の同意が明確には得られておらず、かつ、このガイドラインの施行時に再送信を行っている場合の2の規定の適用に当たっては、既存受信者保護の観点から、次に掲げるとおりとする。

ア 有線テレビジョン放送事業者が、引き続き当該区域において当該再送信を行いたい場合には、既に協議を開始している場合を除き、このガイドラインの施行後、速やかに当該放送事業者等に対し協議の申込みを行い、当該区域における再送信の同意について、2(1)に準じて協議を行う。この協議においては、当該区域において再送信を開始した事情、規模及び期間並びに今後の再発防止策について放送事業者等に説明する。

イ 放送事業者等は、既存受信者保護の観点から、当事者が2に準じて協議を行っている間、有線テレビジョン放送事業者が再送信を継続できるよう配慮する。

(3) 有線テレビジョン放送事業者が、放送事業者等からアナログ放送の同意

を過去適法に得ている場合であって、当該放送事業者等からアナログ放送の停波に当たって引き続きデジタル放送の同意を得ようとするときにおける2の規定の適用については、「既に得ている放送等の再送信の同意の更新」とみなす。

Ⅲ 「正当な理由」について（有テレ法第13条第5項に規定する「正当な理由」等）

有テレ法第13条第5項においては、「総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。」と定められているが、総務大臣の裁定の判断に当たっての「正当な理由」の解釈については、原則として、以下のとおりとする。

なお、ここで示す「正当な理由」は総務大臣の裁定の判断に当たっての解釈の考え方であって、以下の「正当な理由」に該当する場合であっても、当事者間の協議が調った場合にこれを妨げるものではない。

1 「正当な理由」の原則

有テレ法上、放送等の再送信は、放送事業者等の「同意」を要することとされており、これは放送等に対する国民の信頼を背景として、放送事業者等の「番組編集上の意図」を保護することを有テレ法上明らかにしたものである。

この放送事業者等の「番組編集上の意図」の侵害について、放送法及び有テレ法上防止すべき場合としては、以下のものが考えられる。

(1) 放送番組の同一性やチャンネルイメージ

有線テレビジョン放送事業者の一方的な判断、都合により時間、番組構成等の変更が行われて再送信されることにより、放送事業者等の放送番組の同一性やチャンネルイメージについての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。

(2) 放送等が受信される地域についての意図（区域外再送信の場合に限る。）

放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送等が、それ以外の地域で無断で再送信されることにより、放送事業者等の放送等が受信される地域についての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。

一方、再送信に同意すべき旨の裁定は、放送事業者等の「番組編集上の意図」を制約することとなるため、その際には、再送信される放送等を視聴することによって得られる「受信者の利益」に関する十分な検討が必要であるが、この

「受信者の利益」は、具体的には、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できることである。

裁定制度の目的は、こうした再送信の同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、前述の「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。

このため、放送事業者等が再送信の同意をしないことにつき「正当な理由」がある場合の考え方については、再送信同意制度による放送事業者等の「番組編集上の意図」の確保と裁定制度による「受信者の利益」の確保との調和を図る観点から、以下のとおりとする。

2 「正当な理由」の具体的考え方

(1) 放送番組の同一性やチャンネルイメージ

有線テレビジョン放送事業者の一方向的な判断、都合により時間、番組構成等の変更が行われて再送信されることにより、放送事業者等の放送番組の同一性やチャンネルイメージについての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲される場合がある。

この点、以下の場合については、放送番組の同一性やいわゆるチャンネルのブランドイメージの確保に関わり、「番組編集上の意図」の中核を占めることから、基本的には、「受信者の利益」の内容や程度にかかわらず、常に同意をしないことについての「正当な理由」に該当するものである。

なお、放送事業者等は、再送信に係る同意をしないときは、当該再送信により、以下の場合に該当する事例が発生し、又は発生するおそれがあり、それが「正当な理由」に当たることを説明する。

- ① 放送番組が放送事業者等の意に反して、一部カットして放送される場合
- ② 放送事業者等の意に反して、異時再送信される場合
- ③ 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ 有線テレビジョン放送の施設が確実に設置できる見通しが無い、施設設置の資金的基礎が十分でない等、有線テレビジョン放送事業者として

の適格性に問題がある場合

- ⑤ 有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合
- (2) 放送等が受信される地域についての意図（放送等の地域性に係る意図）（区域外再送信の場合に限る。）

放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送等が、それ以外の地域で無断で再送信されることにより、放送事業者等の放送等が受信される地域についての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲される場合がある。

この点、「放送の地域性に係る意図」は、広く国民に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める(1)に比べて保護すべき必要性は相対的に低い。したがって、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断することが適当である。

すなわち、放送事業者等の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が、その放送等の再送信に係る「受信者の利益」の程度との比較衡量において、許容範囲内（受忍限度内）にあると言えない場合には、放送事業者等が同意しないことの「正当な理由」があると言える。以下、その留意事項等を掲げる。

ア 放送事業者等は、再送信に係る同意をしないときは、以下の例示の事項に基づく地域間の関連性に係る「受信者の利益」にも配慮しつつ、当該再送信による「放送の地域性に係る意図」の侵害が「正当な理由」に当たることを説明する。

- (7) 地域間における人・物等の交流状況
- ・ 通勤・通学等人の移動状況
 - ・ 両地域間の経済的取引状況
 - ・ 電波のスピルオーバーの状況 等
- (4) その他地域間の関連性を示す要素
- ・ 両地域の関係を巡る歴史的経緯

- ・ 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 等

イ 「正当な理由」の有無の判断は、最終的には個別事案に関する総合判断となるが、例示を挙げれば、少なくとも、放送事業者等の放送対象地域に隣接する市町村における再送信の場合については、一般に「正当な理由」に該当しないものと考えられる。他方、一般的な国民の視点から見て、放送対象地域から一見明白に遠方にあると認められる地域における再送信の場合については、原則として「正当な理由」に該当するものと考えられる。

(3) その他

ア (2)に係る地域間の関連性が低い場合であっても、過去適法に同意が得られていた再送信については、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、一定期間の経過措置（激変緩和措置）を講ずる（なお、有線テレビジョン放送事業者が、放送事業者等からアナログ放送の同意を過去適法に得ている場合であって、当該放送事業者等からアナログ放送の停波に当たって引き続きデジタル放送の同意を得ようとするときも同様に取扱う。）。その経過措置の期間等については、放送のデジタル化等の受信者を取り巻くメディア環境の変化等を十分に踏まえる。

イ 地元放送事業者等の経営に与える影響等は、放送等に対する国民の信頼を確保するための放送事業者等の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と有線法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮しない。

IV その他

本ガイドラインは、有線テレビジョン放送事業者及び放送事業者等並びに有線テレビジョン放送の受信者及び放送等の視聴者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

- 本ガイドラインに関する問い合わせ先
 - ・ 情報通信政策局放送政策課
(再送信に係る総合的な政策の企画立案等に関すること)

- ・ 情報通信政策局地域放送課
（有テレ法の解釈運用に関すること）